

# シイタケ栽培同好会



ながさき県民の森の森林整備で出る間伐材を利用して、シイタケ栽培にチャレンジする『シイタケ栽培同好会』。皆さんも入会しませんか？



## 主な内容

1. 会員には、原木（シイノキ）＋種駒＋栽培場（ほだ場）＋栽培マニュアルを提供いたします。
2. 入会費は一口 3500 円で、一口あたり原木 5 本となります。個人でもグループでも入会できますが、1 組あたり最大二口までとさせていただきます
3. 会員は、原木の搬出から収穫までの一連の作業を主体的に行います。作業日には、ながさき県民の森のスタッフが指導・助言いたします。
4. 作業日を設定してご案内いたしますが、その日に来られなかった場合は、別日に作業をすることもできます。（スタッフの指導はありません）
5. 会員資格は 2 年間です。

※詳しくは会員規約をご覧ください。

## 今年度予定

平成 30 年 3 月 10 日（日） 13：00～16：00 種駒打ち

## 入会手続き

- ①申込み連絡(1月15日～2月28日)  
電話の方：0959-24-0181（ながさき県民の森管理事務所）  
E-メール：[nagasaki@kenminnomori.ne.jp](mailto:nagasaki@kenminnomori.ne.jp)  
住所、氏名、電話番号、グループ人数、希望口数を明記してください。
- ②入会申込書および同意書送付  
規約の内容をよくご理解頂いたうえで、署名捺印をしてご返信ください。

※募集定員は 5 組とさせていただきます、定員に達し次第締め切らせていただきます。

## 平成 29 年度「シイタケ栽培同好会」会員規約

- 一、本会はシイタケ栽培を通じて、森林が私たちの暮らしを豊かで潤いあるものにしてくれることを体感することを目的とします。
- 一、本会は、シイタケ栽培に自主的に取り組む者によって構成されます。
- 一、本会でのシイタケ栽培は、「ながさき県民の森」の森林整備により発生するシイノキの間伐材を用いて行います。
- 一、本会でのシイタケ栽培に係る作業は会員が主として行います。
- 一、本会の会費は一口 3500 円とし、一口あたりシイノキ原木(ほだ木)を 5 本と 1 本につき相応のシイタケ種駒を「ながさき県民の森 管理事務所」が提供します。
- 一、本会に申込みが出来る口数は、一組につき二口までとします。
- 一、本会の会員資格は 2 年間とし、会員はその間のほだ場の利用許可とほだ木の所有権を得るものとします。
- 一、本会の会員資格の有効期限内において、会員は会員所有のほだ木より発生したシイタケを収穫することが出来ます。
- 一、本会の会員資格の有効期限後に「ながさき県民の森」内にあるほだ木の所有者は、「ながさき県民の森 管理事務所」に移転することとします。
- 一、本会の会員資格の有効期限後に「ながさき県民の森」内にあるほだ木より発生したシイタケについては、「ながさき県民の森 管理事務所」に許可を得ることで収穫することも出来ます。
- 一、本会の会員資格の有効期限後に「ながさき県民の森 管理事務所」の許可を得て収穫できるシイタケは、会員資格の有効期限内に会員が所有していたほだ木より発生したシイタケに限ります。
- 一、設置より 2 年を経過したほだ木については、「ながさき県民の森 管理事務所」の判断で移動、または撤去することがあります。
- 一、「ながさき県民の森 管理事務所」が行うものは以下のこととします。
  - 「ほだ場」として県民の森内の区画利用許可（2 年間）
  - 原木（一口あたり 5 本）、種駒の提供
  - 「シイタケ栽培手引書」の提供
  - 一斉作業日の設定ならびに当日の作業指導・助言
- 一、会員は、「ながさき県民の森」内においてはいつでも「ながさき県民の森 管理事務所」の指示に従い行動します。
- 一、会員は、ほだ木の管理を会員自身で行います。
- 一、会員は、作業に伴う事故や怪我に対し、「ながさき県民の森 管理事務所」へ一切の責任を問いません。また、シイタケの発生不良・他の来園者等によるシイタケの収奪などについても同様とします。
- 一、会員は、いつでも作業が出来ますが、一斉作業日以外に作業をする場合や収穫などでほだ場へ行く際は、あらかじめ「ながさき県民の森 管理事務所」に連絡します。（場合によっては希望する日に作業が出来ないこともあります。）
- 一、会員は、一斉作業日以外の作業において事故等が発生した場合、イベント保険の適用を受けることはできませんが、速やかに「ながさき県民の森 管理事務所」へ連絡します。